

第7章 その他

(1) 審議会への諮問

本法の規定に基づく事業許可等の行政処分や総務省令の制定・改廃については、公正な第三者の意見を聴いて慎重に行う必要があることから、審議会に諮問することとされています。

[審議会諮問事項]

① 以下の総務省令の制定改廃

- ・ 法第2条第4項第2号及び第7項第3号（定義）
- ・ 法第9条第2号（許可の基準）
- ・ 法第16条第2項第2号（料金）

② 以下の許認可

- ・ 法第6条（一般信書便事業の許可）
- ・ 法第12条第1項（事業計画の変更の認可）※
- ・ 法第17条第1項（一般信書便事業の信書便約款の設定・変更の認可）
- ・ 法第22条第1項（信書便管理規程の設定・変更の認可）※
- ・ 法第29条（特定信書便事業の許可）
- ・ 法第33条第1項（特定信書便事業の信書便約款の設定・変更の認可）
※法第34条において特定信書便事業者に準用する場合を含む。

③ 以下の不利益処分

- ・ 法第27条（事業改善の命令）※
- ・ 法第28条第1号（法令違反に対する許可の取消し）※
※：法第34条において特定信書便事業者に準用する場合を含む（ただし第27条第2号を除く）。

④ 標準信書便約款の制定改廃

- ・ 法第33条第3項（信書便約款）

(2) 罰則

信書便法には、信書便物を開く等の罪、信書の秘密を侵す罪、総務大臣の許可を受けずに事業計画を変更した者等、その他同法の規定に違反した者に対する罰則規定が設けられています。

特に、信書の秘密を侵す罪（第45条）については、信書便の業務に従事する者が業務上容易に信書の秘密を知りうる立場にあることから、一般人に対する刑罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）よりも重い刑罰（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科されることとされています。

[参照条文] 信書便法 第44条～第52条 【P.54～55】

(3) 個人情報の保護

コンピュータによる大量の個人情報の処理が本格化し、個人情報の保護を確立すると同時にその流通を確保することが要請される中、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」という。）が制定され、平成 17 年から全面施行されています。【P. 189】

この保護法等を受けて、特に信書便事業分野について、個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置についての指針として、「信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が平成 20 年 4 月から施行されています。【P. 210】

信書便事業者は、信書の秘密の保護や信書便管理規程に記載した顧客情報の管理の徹底に加え、保護法やガイドラインの趣旨を踏まえた個人情報の保護に適切に取り組む必要があります。

○ 個人情報の管理形態と適用されるルール

保護法及びガイドラインでは、事業者が保有する個人情報について、3つの管理形態ごとにルールを設けています。概要は、以下及び次ページの図のとおりです。

・ 「個人情報」 → “取得” と “利用” のルールの対象

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものも含みます。）又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

「個人情報」には、その取得と利用についてのルールが定められています。

・ 「個人データ」 → “管理” と “提供” のルールの対象

個人情報データベース等（※）を構成する一つ一つの個人情報をいいます。

「個人データ」には、その管理と提供についてのルールが定められています。

※ 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものや、コンピュータを用いなくとも紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順）に従って整理・分類し、目次・索引などを付けて容易に検索できるようにしたもの。

・ 「保有個人データ」 → “本人の関与” のルールの対象

個人データのうち、個人情報取扱事業者（※）が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいいます。（ただし、第三者（委託元等）から提供を受けたもので、開示、内容の訂正等を行う権限がないものなどは、含まれません。）

「保有個人データ」には、本人の関与についてのルールが定められています。

※ 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。

(漏えい等が発生した場合の対応)

個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合※は、①当該事態を知った後、速やかに、当該事態に関する以下の事項（報告時点で把握しているもの。速報）を、②当該事態を知った日から 30 日以内（当該事態が不正アクセスによる場合は 60 日以内）に、当該事態に関する以下の事項（確報）を、それぞれ総務省（一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所）に報告する必要があります。また、本人に対し、当該事態を知った後、当該事態の状況

に応じて速やかに、本人の権利利益の保護に必要な範囲で、以下の1. 2. 4. 5. 9. の事項とともに、当該事態が生じた旨を通知する必要があります。(保護法第26条、ガイドライン第14条)

※ 一定の類型(要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害)、一定数以上(1,000件超)の個人データの漏えい等

【報告事項】

1. 概要、2. 個人データの項目、3. 本人の数、4. 原因、5. 二次被害の有無・内容、6. 本人への対応の実施状況、7. 公表の実施状況、8. 再発防止措置、9. その他参考事項

<個人情報の管理形態と適用されるルール>

※ () は保護法【P.189～209】の条項、《 》はガイドライン【P.210～227】の条項

